

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
10	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	中学校教職員定数の緩和	中学校の教科担任制を維持するために必要な教職員の確保	野迫川村では、平成28年度の中学生徒数12名をピークとして、今後、漸減していくことが予測されている。現在、標準学級数が2で、教職員定数は管理職を含めての7名となっており、教科担任制(10教科)を維持するための人数に達していない。野迫川村では、平成31年度以降、標準学級数が1となり、現在の基準によると、教職員定数は5名となり、教科担任制を維持することが極めて困難な状態となる。野迫川村は、奈良県吉野郡の山間部に位置し、近隣市町村との連携が図りにくい点もあり、必要な教員が確保できていない状態である。村としては、村費講師を雇用するなど自治体としてできる限りの努力をしているが、地理的条件により講師が来てくれない状況にある。	教育の機会均等・平等性を踏まえ、地域による教育に格差が生じないように、教育環境を整えることは、児童・生徒の教育のみならず、地域振興の礎となる重要な事案と考える。 1.へき地教育の振興 2.児童・生徒の学力向上 3.教育の地域間格差の解消 4.若者定住の促進 5.子育て世代の定住促進 6.地域の活性化 以上の効果が見込まれる。	・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条 ・教育基本法第4条 ・へき地教育振興法第4条第2項	文部科学省	野迫川村	北海道、京都市、夜摩市、徳島県	○本件においても島しょの中学校において、2学級校や3学級校があり、教科担任を維持できないため費で教員や非常勤講師を配置している。非常勤講師については地理的問題から雇用が困難な状況にある。 ○学習指導要領の改正により、教科によって標準授業時間数が増加し、標準定数による職員定数では、全教科の(9教科)の教員が対応できない状況が生じている。そのため、授業時間数が少ない状況である。さらには、県費負担教職員給与等の権限移譲により、定数の決定権が移譲されることにより緩和されるものと考えられる。 ○本件の特殊性として、複式学級や小規模校が多い実態があり、野迫川村と同様に、教科担任制を維持することが困難な中学校が、多数生じている状況にある。平成28年度においても、特別支援学級を除いた標準学級数が1学級の中学校が4校、2学級の中学校が41校あり、小規模中学校における免許外教科担任の解消のための定数措置の拡充について、国に要望している。 ○本県においても生徒数の減少にともない、へき地を中心に小規模の中学校が増加し、中学校の全ての教科担任を配置することが非常に困難である。そのため、免許外申請や臨時免許状発行により、免許外の教科を担任する負担も生じている。このような状況から、中学校教職員の定数を改善し、教職員数確保につなげていただきたい。 ○本県では、5年後、10年後の児童・生徒数から見て、教職員定数が教科担任制(10教科)を維持できないことは現在のところ予想されない。しかし、小規模校では県の加配等を除いた場合、担任外の教員数が大規模校より少なく、1人の教師への業務の負担が増大する可能性がある。中学校教職員定数の緩和がされれば、生徒一人一人へ、よりきめ細かに学習指導が行うことができ、より一層の学力向上も期待できる。 ○本県では、へき地校において標準学級数が2学級の学校が3校、3学級の学校が3校、4学級の学校が2校あり、主要教科は専科教員を配置し、時数の少ない教科では複数校兼務により対応しており、10教科は確保している。しかしながら、単費での非常勤講師の任用や免許外教科担任による対応を行っているところであり、適正な教科担任制を維持するためにも教職員の確保が望まれる。
40	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	学校栄養教諭等の標準定数の拡大	公立義務教育諸学校における栄養教諭並びに学校栄養職員(栄養教諭等)の定数の標準について 【現行の法律】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が550人以上の学校は1校に1名の配置、549人以下の学校は4校に1名の配置 【求める措置】 学校給食単独実施校のうち、児童生徒数が420人以上の学校は1校に1名の配置とし、419人以下の学校は2校に1名の配置とする。 (共同調理場については現行通り)	当市では単独で給食を実施している学校のうち児童生徒数が549人以下の学校が約9割であるため、市内88校に対し県費栄養教諭等の配置は30名である。 平成17年に食育基本法が制定されて以来、食育は国民運動として位置付けて推進されてきており、学校でもその取組みに対する充実が求められている。しかし、現行の配置定数では複数校を兼務しているため、年間指導計画により各学年児をクラス別に段階的指導することは負担が大きく困難である。また、十分な教育効果を得るためには生活や体育等の他教科とも関連付けた指導が必要であるが、現行の配置では不在日も多く学校側の裁量で柔軟なカリキュラムを組むことが困難である。 さらに、当市において食物アレルギーを持つ児童生徒数が、平成22年度672人(2.9%)に対し平成27年度は1,221人(5.7%)と5年で倍増している。このままでは給食の安全な提供においても支障をきたす恐れがあるため、市費で栄養士の配置を補い2校に1名の配置を行っている。	栄養教諭等の配置が拡大されることにより、学校現場における食育活動の充実が図れることにより、食に関する指導を学校給食と関連づけて行うことで、家庭や地域を巻き込んだ食育活動を展開することが期待できる。これにより、児童生徒の食生活の乱れを改善し、子供のうちから望ましい健全な食習慣を確立し、生きる力とやる気の育成につながるほか、地域と連携することで食文化の継承など地域への愛着と誇りの醸成も期待できる。 併せて、食物アレルギー児への対応などに迅速かつ適切な指導・助言が可能となり、感染症対策も含めた衛生面で管理体制も強化され、より安心安全な給食提供が可能になる。	公立義務教育諸学校 の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2	文部科学省	長岡市	旭川市、小山市、福山市、平塚市、上越市、浜松市、京都府、徳島県、大牟田市、長崎県、大村市、宮崎県	○栄養教諭・学校栄養職員数については、昭和33年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」制定以来、改正がなく、その基準は現状と合っていないため、安心安全な学校給食と食育を推進する上で障害となっている。具体的には、給食施設の大規模化、アレルギー対応、教育現場での食育の推進等、栄養教諭の職務の増加により、機能的な人員不足が生じ、超過勤務を強いられる状況である。さらに、長岡市同様、地域を巻き込んだ給食での食育活動等、短命県である本県、青森県においても、健康課題における食の重要性について、これまで以上に着目しており、学校給食をとおした食生活改善目的の取組みを積極的に進めている。このことから、現在の現況に合わせた基準の改正をお願いしたい。 ○学校栄養職員は、献立の作成や食材の発注、食育の充実のほか、児童のアレルギー体質の情報を把握し個別に対応するなど、近年職務の重要度や業務量が増している。本市では、学校給食単独校7校のうち5校に県費栄養職員を配置しているが、残り2校は配置基準を下回っているため、市費により配置をしている。学校栄養職員が、各学校や地域の現況に合わせた栄養教育の推進や各児童へのきめ細やかな対応をするためには、1校に1名の職員配置が望ましく、国が主体となって食育教育を推進するためにも、標準定数の拡大を検討すべきと考える。 ○本市では、食育や食物アレルギーへの対応等を適切に実施する必要があり、県費負担の学校栄養教諭や学校栄養職員が配置されない小中学校に、市費負担の学校栄養士業務嘱託員を配置しているが、人員費の負担が大きく、配置に関する規定の緩和が必要である。 ○本市の小中学校では550人以上が2校、550人未満が3校で、県費の栄養教諭等は2人と550人未満の学校分には1人配置されている。しかしながら、食育活動やアレルギー対応など学校独自の指導は、各校に配置されていない対応も不可能である。よって、それらに対応するため現在は市費で栄養士を配置している。現在でも550人未満の学校が多い本市のような市町村でも、今まで以上に様々な指導やきめ細やかな対応を求められることから強化をざるを得ない。よって学校栄養教諭等の標準定数の拡大が必要である。 ○本市では、学校給食を、市内小・中学校の全11校で単独実施している。現行の配置基準では、県費栄養教諭等の配置が5名であり、複数校を兼務している状況である。また、5名のうち栄養教諭は2名だけであるため、食育の一層の充実が求められる中、現状では年間指導計画に基づいて指導することは、栄養教諭等の負担が大き(困難な状況)である。さらに、市内には食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が90名おり、そのなかにはエビ等を持参する児童生徒も複数いることから、安心安全な給食を実施する上で支障をきたす恐れがあり、栄養教諭等の増員は本市にとって喫緊の課題である。本市の状況から、市費での栄養士の配置の可能性は不透明であり、標準定数の拡大による栄養教諭の増員について迅速な対応を望む。 ○本町では、全6校(小学校4校と中学校2校)中、小学校すべてと中学校1校で自校調理方式での完全給食を実施(平成28年6月15日現在)しているが、全学校において喫食数が549人以下であることから府費負担の栄養教諭等の配置は2名であり、小学校に1名、中学校に1名を配置している。そして、各学校の児童生徒数をみると多い方から538人、472人、439人、393人、359人で、通常学級数は12クラスが2校、13クラスが1校、15クラスが2校という状況である(平成28年5月1日現在)。本町においても、食育に関する取組みはまだ不十分な状況にあり、その充実が求められているところはあるが、2名の栄養教諭では複数校を指導することになるので、配置校以外では食育指導がままならない状況にあるのが現状である。また、長岡市同様本町においても食物アレルギーを持ち児童生徒が増加傾向にあり、また、アレルギー児への対応として生活管理指導票の導入を全校で始めたこともあり、今後も増える傾向にあると考える。食物アレルギー児に対しては除去食対応を行うなどの安全・安心な給食の提供を図る必要があり、そのためには各学校において適切に管理・指導等を行う必要があることから町単費の臨時職員として栄養士を府費負担の栄養教諭が配置されていない学校に配置している。これにより各学校での給食の衛生管理や食物アレルギー児への対応は一定確保しているが、食育活動の展開や食物アレルギー児への適切な指導・助言等より踏み込んだ対応を行うということは困難であり、また、財政的な負担も大きい状況にある。栄養教諭等の標準定数を拡大し、配置人数が増えれば、長岡市も記載しているような効果も本町でも得ることができるので、少しでも定数の拡大を図ってほしい。 ○本市は、市内小・中・特別支援学校30校に8名の県費栄養教諭等の配置がなされている。配置拡大なされれば、主要施策であるESD推進事業や食育推進事業の充実が図れ、学校や家庭、地域が連携した食育活動を展開することができ、さらに心身ともに健やかでたくましい児童生徒を育成することが可能となる。また、食物アレルギーへの対応や衛生面で管理体制も強化され、より安心安全な給食提供が可能になる。 ○本市では、定数の枠内で、配置校を拠点として巡回指導等により栄養指導の充実を図れるよう、地理的条件を考慮しながら、行政区を基本とした支部毎に、2〜3校に1名を配置している。また、それに加え、平成28年度から2カ年で、新たに本市の独自財源による栄養教諭の配置を行い、複数校兼務を維持しつつ、本市の食育指導の中心である栄養教諭の全小中学校への配置を図っている。しかしながら、国の定数措置として、第7次改善完成時においても全校に配置できるものとはならず、食物アレルギーのある児童へのきめ細やかな対応や和食の推進など、本市ならではの食育のさらなる推進に向け、標準定数の拡大を求める。 ○本市では、児童・生徒数の減少もあり、栄養教諭等が配置されていない学校が多数生じており、平成28年度は新たに市費栄養士2名を雇用することになった。一方、昨今の社会情勢の中、栄養教諭等に求められる役割は、学校給食の提供や食育の推進はもとより、喫緊の課題である食物アレルギー対応においても、より一層の充実が求められている。このまま栄養教諭等の減少が続くと、食育の推進等に支障が生じる可能性がある。 ○現在配置されている加配教員が配置されるかどうかについては、国や県の財政状況によるため、不確定である。 ○本市では単独で給食を実施している学校が66校、そのうち、児童生徒数が549人以下の学校が64校で県費栄養教諭等の配置が19名となっている。常に複数校を兼務しており、食物アレルギーを持つ児童生徒数が毎年増加している中で、平成27年3月に文部科学省から示された「学校給食における食物アレルギー対応指針」に沿った対応が求められ、詳細な献立表の作成や保護者面談、必要に応じて献立変更等給食の安全な提供において支障をきたす恐れがある。 ○本市の栄養教諭は県が定める定数配置基準に基づき配置されているが、全ての学校に配置できる基準となっており、1人の栄養教諭が複数の学校を担当している状況であり、食に関する指導や調理施設がある学校の衛生管理に支障をきたしている。そのため、定数を増やし、状況の改善を図っていただきたい。 ○当県において、H27現在完全給食を実施している小中学校は併せて245校だが、単独で給食を実施している学校(親子給食を含む)は小中学校計97校であり、栄養教諭等の配置数は45名である。一枚当たりの児童数の少ない学校が多いため兼務校の発令も多く、市町村では各学校と十分に連携をとりながら児童生徒へ指導を行うことが困難な状態である。一方、35の共同調理場で148校へ配送しており、栄養教諭の配置数は39名となっている。4校以上に配送している調理場が2校、内10校以上以上へ配送している調理場も3校あるが、児童生徒数0,000人以下のため栄養教諭等は各2名の配置しかない。また共同調理場の中には、いずれの学校からも距離があり、栄養教諭等が自分の本務校に出るにも自家用車での移動を余儀なくされるところもあるなど、単独校よりも不便な立地のところも多い。共同調理場の配置基準の見直しが必要であると考えられる。 ○本市においても、食物アレルギーを持つ児童生徒が増加しています。児童生徒に対して、学校給食の安全対応のため、栄養教諭、学校栄養職員の存在は不可欠です。また、生きる糧である食について理解するため、学校教育における食育活動の充実を図るには、専門知識を持つ栄養教諭、学校栄養職員の存在は大きいものです。本市では、栄養士未配置校が3校あります。内1校に市で栄養士を雇っています。残り2校は小規模校のため、栄養士の配置はありません。しかし、食物アレルギーを持つ児童がおり、教育委員会の栄養士が対応しています。学校給食の安全安心を担保するためにも栄養教諭、学校栄養職員の配置が必要です。 ○アレルギー対応を踏まえた献立作成の配慮や給食の各段階におけるチェック機能の教科、児童生徒ごとの個別対応プランの作成など、食物アレルギー等を有する児童生徒について、個々の状況に応じてきめ細やかな対応が求められ、栄養教諭が担うべき事務は、従来に比べて増加し多様化している。特に、共同調理場に係る栄養教諭等の定数は、学校数ではなく児童生徒数に応じて算出されることとなっているため、単独調理場と比べより人数の配置となっている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
18	地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度の内容】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支障事例等】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。平成28年度末で、平成26年度の制度開始から36月経過するため、平成29年度に入ると、上記理由により留年した者が重ねて修学する月数が、就学支援金制度の対象から外れることが現実として生じる。これまでも一定数の留年者が生じたことから、新年度も留年者が生じ得るため、早急な改善策の実施が必要である。	個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう要件を緩和することで、教育の機会均等を図る。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	文部科学省	愛知県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、島根県、岡山県、愛媛県、長崎県、宮崎県、沖縄県	○単位制の高等学校において、支給上限は卒業要件である74単位とされており、年度の途中から長期療養などやむを得ない理由により履修した単位を修得できなかった場合であっても、既に履修した分については単位取得の有無に関わらず支給上限の74単位に含まれる。そのため、再履修する場合には74単位を超え、就学支援金制度の対象から外れることとなる。支給期間の要件緩和と合わせて、早急な制度改善の実施が必要である。 ○提案県と同様の事象が当該県においても発生することが見込まれる。長期療養など生徒本人の責に帰すことのできない理由によって、留年した場合、就学支援金制度の趣旨に鑑み、生徒個々の事情を斟酌した上で支給期間の延長ができるよう要件を緩和すべしと考える。 ○就学支援金の支給期間の上限を超える理由には、病気による留年等やむを得ない場合があり、これらに該当する者も含め、一律に就学支援金の支給対象外とするのは、教育に係る経済的負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するという本制度の趣旨に相反している。よって、制度の趣旨に基づき、全ての高校生等が安心して教育を受けることができるよう支給上限を撤廃する必要がある。 ○本県においても、平成27年度に支給上限月数を超えて在学する生徒が生じており、その該当部分の支援金は支給されていない。病気等による長期療養などやむを得ず在学期数が支給上限月数を超える場合もあるため、柔軟に対応できる制度へ改正する必要がある。 ○本県の公立高校では、単位制課程は県立就学支援金交付要綱、学年制課程は県立高等学校授業料等減免取扱規則に基づき、就学支援金支給期間の36月(定時制等の場合は48月)を超えた者で、休学、負傷又は疾病の療養その他やむを得ない事情がある者について授業料を減免している。したがって、留年者が就学支援金の支給期間を超えたことで授業料を負担する事例は生じない仕組みとなっているが、教育の機会均等を図る観点からは、真にやむを得ない理由により就学支援金の支給期間を超える留年者については個々の事情を斟酌した上で支給期間を延長するなど要件緩和すべきである。 ○本県においても、平成29年度以降、病気等やむを得ない事由による休学、留学等の事由により、留年することで就学支援金支給対象外となる者が一定数見込まれる。高等学校の中退者に対しては、学び直し支援金で2年間の授業料支援の延長がある。教育の機会均等を図るため、やむを得ない事由による留年者に対しても授業料支援の延長が必要である。
223	地方に対する規制緩和	教育・文化	インクルーシブ教育の推進のための「学校施設環境改善交付金」の補助対象の見直し	学校施設環境改善交付金 大規模改造(障害児等対策)の対象に、高等学校を追加すること。	障がいのある生徒の県立高校進学者数は増加傾向のため、施設面の障壁をなくすバリアフリー対策工事が急がれるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため十分な対策ができない。	インクルーシブ教育の推進	・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項 ・学校施設環境改善交付金要綱第2条第2項(別表1-7~カ)	文部科学省	徳島県、滋賀県、大塚市、兵庫府、和歌山県、鳥取県、京都府、堺市、関西広域連合	埼玉県、広島県、島根県、福岡県、久留米市、長崎県、宮崎県	○本県では新築や改修の際にエレベーターや多目的便所を整備しており、また、障壁のある生徒が入学又は在学することとなった場合にも必要に応じて整備している。H28.4.1に施行された障害者差別解消法では、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止、社会的障壁を取り除くための、必要かつ合理的な配慮の不提供の禁止(国・地方公共団体は法的義務)となっていることから、速やかな対応するためにも国の支援制度が必要である。 ○本県内でも、車椅子の生徒が県立高等学校へ進学し、中学校でもエレベーターが設置されていたことから、バリアフリーにおいて、格差が生じることのないよう、エレベーターを設置した事例があるが、高等学校は国の支援制度の対象となっていないため多大な財政負担を強いられる。 ○本県では建物の改修に合わせて入口スロープや身障者用トイレ、エレベーター等の整備を進めている。エレベーターについては財源の課題もあり、平成28年4月1日時点における整備率は23%にとどまっている状況である。高等学校についても補助制度の対象とすることで、バリアフリー化の促進が図られる。 ○障害者差別解消法の施行を受けて、今後、障害者が高等学校に入学した際の合理的配慮として、エレベーター、スロープ等の整備をこれまで以上に進めることが求められる。特に、学校は、若年の特定の者しか利用しない施設で、学校新設時にエレベーターを整備していない場合が多く、現在でも未整備の学校が多く存在している。高等学校については、車いすを常用している生徒が入学してきた際に単独事業でエレベーター整備を行う増加と対応してきたが、現在でも8校中2校が未整備となっており、今後、対応が求められることが見込まれる。 ○障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律が施行され、今後、県立学校進学者が増加し、必要な施設整備費の増加も見込まれる。実際に、保護者から進学を希望している高校にエレベーターを設置してほしいとの要望も出ていることから、提案団体同様、学校施設環境改善交付金等国の財政措置を求めます。 ○学校からは、エレベーターやスロープ設置、トイレ改修等のバリアフリー化の要望があり、島根県では県単独事業で対応している。今後、インクルーシブ教育の推進や高校での通級による指導の制度化など、障がいのある生徒に対する施設整備の必要性は高まると考えられる。
42	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照	1) 交付要綱が1本化することで利用しやすく、法人にも有利になり、幼稚園等の認定こども園への移行に弾みがつく。 2) 幼稚園等が認定こども園に移行しやすくなることにより、3歳未満児の受け皿が増加し、待機児童の解消に寄与する。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	長岡市	旭川市、石狩市、福島県、柏市、神奈川県、奈良県、長野県、各務原市、瑞穂市、浜松市、滋賀県、八尾市、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、大分市、沖縄県	○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点での検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○園交付金が分かれていることのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。複数の交付金を併存させるのであれば、少なくとも省庁間で交付申請スケジュールや様式の統一を図るべきである。また、6月下旬に内示が出るのでは本年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出るようスケジュールを見直すべきである。 ○幼保連携型認定こども園の整備については、平成27年度より、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」および文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」により交付されることとなったが、前者は市町村への直接補助、後者は県を通じた間接補助となっており、整備補助が一元化されておらず、交付事務が煩雑となっている。平成28年度においては、保育所部分について「安心こども基金」を追加交付することにより交付事務の改善を図ることとされたが、幼稚園部分については「安心こども基金」の追加交付がされないため、本県においては交付を一元化できていない。 ○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附属工事について大型遊具や築山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何度が手直しを願うということがあった。 ○幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度開始により法的に単一の施設となったにもかかわらず、施設整備に係る交付要綱が統一されておらず、保育園部分と幼稚園部分それぞれ手続きを行わなければならない支障が煩雑となっている。また、幼稚園部分の「認定こども園施設整備交付金交付要綱」が4月に、保育所部分の「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)」の運営についてが6月と、異なる時期に示されたことから、それぞれの補助内示日が異なる場合には、遅い内示日以降に工事に着手する必要があるため、法人による施設整備スケジュールに多大な影響が生じることとなる。 ○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を持って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に工事を進める必要がある際も、着手が遅くなってしまう。 ○2重窓口により、情報伝達の遅さや、事務の煩雑化を招いている。事業を計画しても、なかなか前に進まないことが多い。 ○事業費を面積按分しているが、各室の用途変更により、按分率が変わり、結果として片方の内示額を満たすことができない等の支障が生じている。 ○現在、保育所等整備交付金を利用して幼保連携型認定こども園の増築工事を計画しているが、一体施設における保育園部分と幼稚園部分の区分けが困難で、補助額の概算算定が難しい状況であることから、事業計画等に支障がある。また、待機児童対策の一助として積極的な取組みをしている事業者の事業推進加速度を鈍化させている。施設整備交付金を1本化することにより、事業者にもわかりやすい制度となり、事業の促進につながるものと考えられる。 ○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要があるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点での検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○本県においても窓口が二重になり、二重の手続きとなって苦慮している。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野								団体名	支障事例	
												団体名
285	B	地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 〔参考〕 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県經由で市町村への間接補助	平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないこと、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	北海道、岩手県、郡山市、茨城県、柏市、神奈川県、浜松市、鳥取県、倉敷市、防府市、徳島県、愛媛県、宇和島市、高知県、北九州市、大分市	平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないことにより変わりなく、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。 ○幼保連携型認定こども園を新設する場合は、単一施設であるとして、中核市は認可し、その整備に補助を活用する場合、保育所部分は、厚生労働省、幼稚園部分は文部科学省に交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、供用部分については、交付申請にあたり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うなど、分かりにくい仕組みとなっている。 ○単一認可施設である「幼保連携型認定こども園」を「保育所部分」と「幼稚園部分」とに無理矢理に分け、それぞれの補助制度により事務を行うことは、事務が複雑になるほか、省庁縦割りの従来の考え方によるもので、幼保連携型認定こども園の制度創設の目的に反する。 ○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認が必要が生じるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。 ○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。 ○提案県と同様、二重の事務が発生しており、施設整備を行う園、市町、県において事務が煩雑化している。また、28年度の当県分の保育所等整備交付金対象事業については、保育所分は安心こども基金で措置され、小規模保育事業分については交付金事業として措置されており、より複雑な手続きが必要となっている。 ○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附属工事について大型遊具や築山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何度か手直しを願うということがあった。また、安心こども基金の要綱の発出の遅れにより、教育部分の内示はあったが工事に着手できない状態が発生していた。
263	A	権限移譲	教育・文化	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども・子育て支援新制度への移行が進まない要因になっている。 幼・保・小接続や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要す場合がある。 認可定員設定は、幼保連携型、保育所型、地方裁量型の認定こども園は市が、幼稚園型認定こども園と幼稚園は県が行うため、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理をいよいよ、幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員設定を行うよう希望がある。 27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市域内からの通園がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考えられる。また、市域外から通園する幼児児童についても、幼稚園の実員から把握することや、保育所の管外保育のように必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支障はなく、市に認可権限を委譲することが、広域的見地を欠くとは限らないと考える。 また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。さらに、事務処理特例により対応可能とあったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保がない。	認可保育所等と同様、設置認可権限等を本市で一元管理することで、給付対象施設への移行促進、市民ニーズに応じた教育・保育資源の確保・充実、質の向上に向けた円滑な対応が可能となり、保育所待機児童解消の継続をはじめ、幼児教育行政と保育行政の総合的な施策推進が可能となる。	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	文部科学省	指定都市市長会	浜松市	○子育て支援や教育等、市民生活に直結する事業については、基礎自治体が地域の実状やニーズに合わせた行政サービスを提供する必要があるが、私立幼稚園との関係性が脆弱なため、政策的な観点からのアプローチが困難になっている。また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、基礎自治体が「制度の趣旨である質の高い教育と保育を総合的に提供するためには、二元化している権限や窓口を一元化することが望ましい」。